

# 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為等の



## 届出についての留意事項

石橋地区消防組合

- 1 火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為等の届出書は、焼却等の行為を当消防組合が許可するものではありません。

この届出書は、当消防組合が実施状況を把握するために提出していただくものです。この届出の受理をもって他の法令に係る廃棄物の焼却行為を許可するものではありません。

- 2 気象状況、煙・異臭等による苦情等、火災予防上不適切な行為は、状況に応じて消防隊が現地調査を行い、消火活動を行う場合があります。

生活環境の保全上、支障を与える場合は、処理基準違反として改善命令及び行政指導の対象となることがあります。

- 3 関係市町担当部局の指導を受けてください。

下野市・壬生町・上三川町においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第16条の2第1項により、一部の例外を除き（※参照）廃棄物の焼却は禁止されています。行為者本人から関係市町へ連絡し、行為内容についての指導を受けてください。

下野市・壬生町・上三川町の各ホームページに「野外焼却の禁止」について記載がありますので、参照してください。

### ※ 焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）施行令第14条

- ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却  
(河川敷の草焼き、道路側の草焼き)
  - ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却  
(災害等の応急対策、火災予防訓練)
  - ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却  
(正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事)
  - ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
(農業者が行う病害虫防除目的の稲わら、畦畔の枯草などの焼却。ただしビニール類は不可)
  - ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの  
(キャンプファイヤー等)
- ・ 上記については、状況により届出が必要な場合がありますので、所轄消防署へお問い合わせください。

## 5 家庭用小型焼却炉は使用禁止です。

一般廃棄物を焼却する焼却施設の構造は、平成14年12月に廃棄物処理法が改正され、下記の要件をすべて満たした構造の炉を使用することになりました。ほとんどの家庭用小型焼却炉は、これらの基準を満たしていないため使用できません。

### 【廃棄物を焼却する焼却設備の構造基準】

- ① 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- ② 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- ③ 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガスの温度が摂氏800度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
- ④ 外気と遮断された状態で定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。（ガス化燃焼方式そのほかの構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）
- ⑤ 燃焼に必要な空気量の通風が行われるものであること。

## 6 焼却にあたっての注意事項

- ① 夜間の火入れは行わないこと。
- ② 飛び火の警戒及び残火処理（完全消火）を確実に行うこと。
- ③ 焼却中は消火器等消火の準備をするとともに、現場を離れないこと。
- ④ 付近の住民に迷惑のかからないように行うこと。
- ⑤ 一度に多量の焼却は行わないこと。
- ⑥ 煙など、交通障害のおそれのある場合は、その措置を講ずること。
- ⑦ 気象の変化には十分に注意し危険と思われるときは速やかに中止すること。

### 【関係機関へのお問い合わせ先】

- 下野市役所 環境課 TEL 0285-32-8898
- 壬生町役場 生活環境課 環境保全係 TEL 0282-81-1834
- 上三川町役場 地域生活課 環境係 TEL 0285-56-9131

### 【お問い合わせ先】

- 石橋消防署 TEL 0285-53-6169
- 壬生消防署 TEL 0282-82-2000
- 上三川消防署 TEL 0285-56-2564

